

新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について

政府の新型インフルエンザ等対策措置法に基づく緊急事態宣言及び北海道の外出自粛要請等を踏まえ、札幌高等裁判所において、4月20日から5月6日までの間に実施される予定であった期日については、以下のとおり取り扱われます。

民事事件については、次の事件を除いて期日指定が取り消されます。新たな期日については、指定され次第、担当部から連絡があります。御不明の点があれば、担当部にお問い合わせください。

- ・保全事件
- ・ドメスティックバイオレンス事件
- ・人身保護事件
- ・その他、特に緊急性のあるもの

刑事事件については、一部の期日に変更されます。保釈など緊急性の高い業務は、通常どおり行っています。

なお、裁判所に提出される文書の受付業務は通常どおり継続しておりますし、郵送により提出された文書も受け付けています。

また、傍聴券交付については、ホームページの傍聴券交付情報をご覧ください。